相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市赤荻字豊科七番地、最後の住所岩手県一関市萩荘字川崎五四番地レオパレスK二―一〇三　被相続人　亡　山田　富雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

岩手県一関市南新町一一番地ランピオングランドハイツ

相続財産管理人　千田　功平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市本町二丁目二〇三番地、最後の住所山形市小姓町二番一二号

被相続人　亡　佐藤茂太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

山形市七日町一丁目四番三一号

相続財産管理人　長岡　壽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区町屋二丁目八二番地、最後の住所東京都北区堀船四丁目五番七号石神荘二階一号

被相続人　亡　佐藤　静雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区光が丘三丁目九番、最後の住所東京都足立区新田三丁目三七番一二―六〇二号

被相続人　亡　新谷　昭二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区山元町二丁目一〇七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　荻野　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

横浜市中区住吉町一丁目一二番地五　横浜エクセレントXVI六階

相続財産管理人　弁護士　小川　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市経田西町六一九番地、最後の住所富山県魚津市印田一四〇二番地一一

被相続人　亡　寺西　芳信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

富山市丸の内一丁目八番一五号

相続財産管理人　弁護士　足立　政孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所石川県かほく市横山井七八番地一八

被相続人　亡　朴　永淑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

事務所石川県金沢市松島二丁目六番地　皆川法書士事務所

相続財産管理人　皆川　容徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡富士河口湖河口一一五三番地、最後の住所山梨県南都留郡富士河口湖河口一一五三番地一

被相続人　亡　石田　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

山梨県南都留郡富士河口湖河口六一七番地二

相続財産管理人　中田　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市東区薬新町一一一番地、最後の住所静岡県浜松市中区西浅田一丁目四番八―八〇五号　ユニライフ浜松Ⅱ

被相続人　亡　高野袈裟佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

静岡県浜松市中区池町二二一―五

大石康智法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河島　多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市中町五丁目三番地二、最後の住所愛知県岡崎市宇頭町字後久二番地六太田マンション一〇二

被相続人　亡　浦野　晶敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

愛知県刈谷市野田町馬池七番地七

相続財産管理人　司法書士法人牧野事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市上和田町荒野一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　雅弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

愛知県岡崎市竜美中二丁目一番地八

相続財産管理人　弁護士　天野　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市猟師町四二七番地、最後の住所三重県松阪市猟師町七番地四

被相続人　亡　吉川　公文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地

楠井法律事務所

相続財産管理人　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市甲賀町大原上田一一九八番地、最後の住所滋賀県甲賀市甲賀町大原中八三三―一八五　被相続人　亡　中尾　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月二十八日

滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号リンカーンビル五階

相続財産管理人　肱岡　勇夫

第87期決算公告

平成22年9月28日　大阪府堺市南区原山台五丁16番1号

比楽紡績株式会社

代表取締役　比楽　卓郎

貸借対照表の要旨　（平成21年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,606,471	流動負債	904,606
固定資産	817,734	固定負債	1,317,013
繰延資産	6,391	**負債合計**	**2,221,620**
		株主資本	208,976
		資本金	90,000
		資本剰余金	512
		資本準備金	512
		利益剰余金	118,463
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	95,963
		（うち当期純損失）	（207,176）
		純資産合計	**208,976**
資産合計	2,430,596	**負債・純資産合計**	**2,430,596**